

モジュール6

疑いから通告へ

【学校でできること①】

学校でできること・必要なこと

～ 疑いから通告まで～

前提として； すべての教職員における児童虐待防止法の趣旨
(早期発見の努力義務・通告の義務)の理解

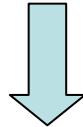
虐待を疑う(疑問を持つ)



情報を収集・総合する

→ 子どもからの聴き取り【モジュール7】

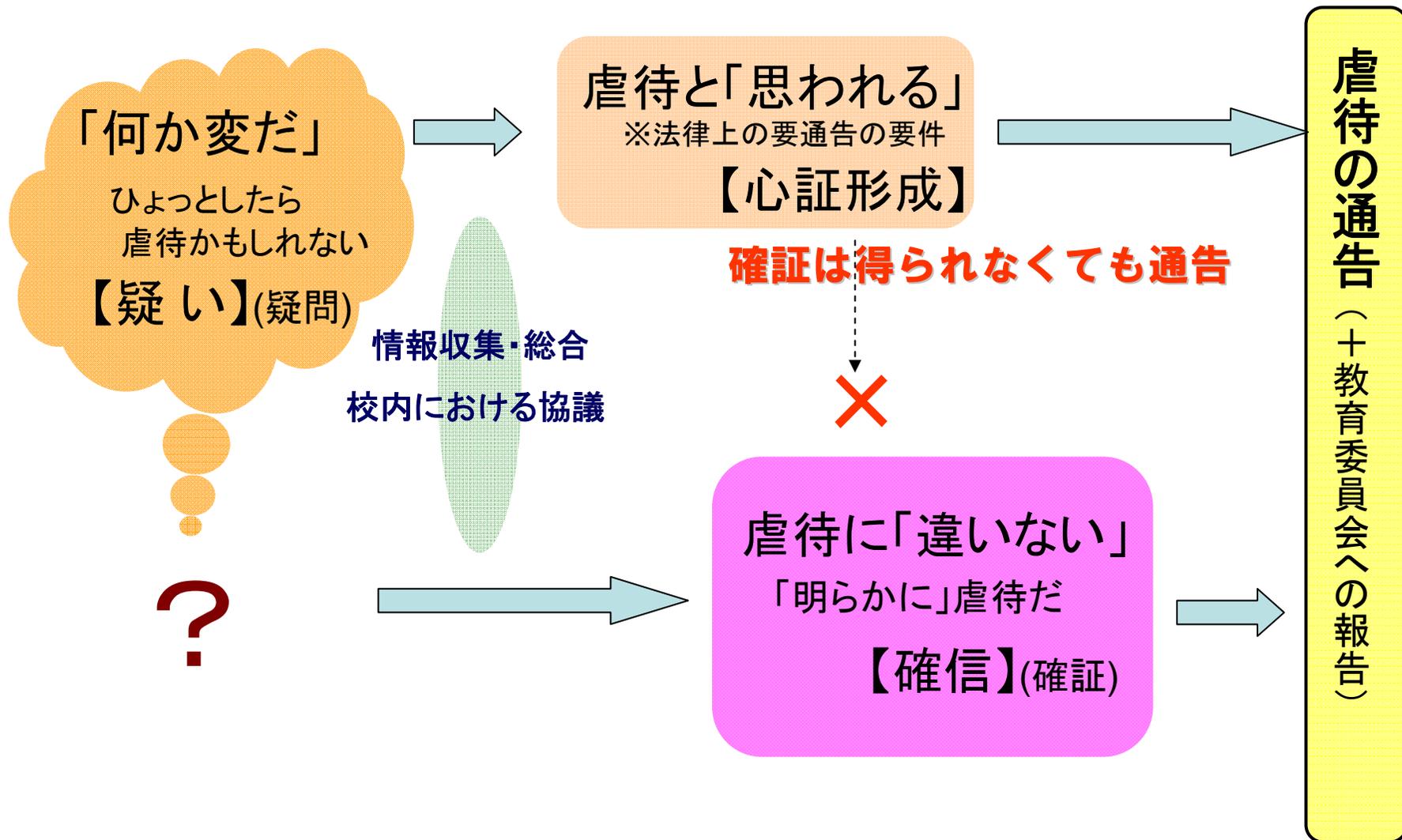
対応について校内で協議する



児童相談所等へ通告する

(+教育委員会への報告)

《 通告までの流れ 》



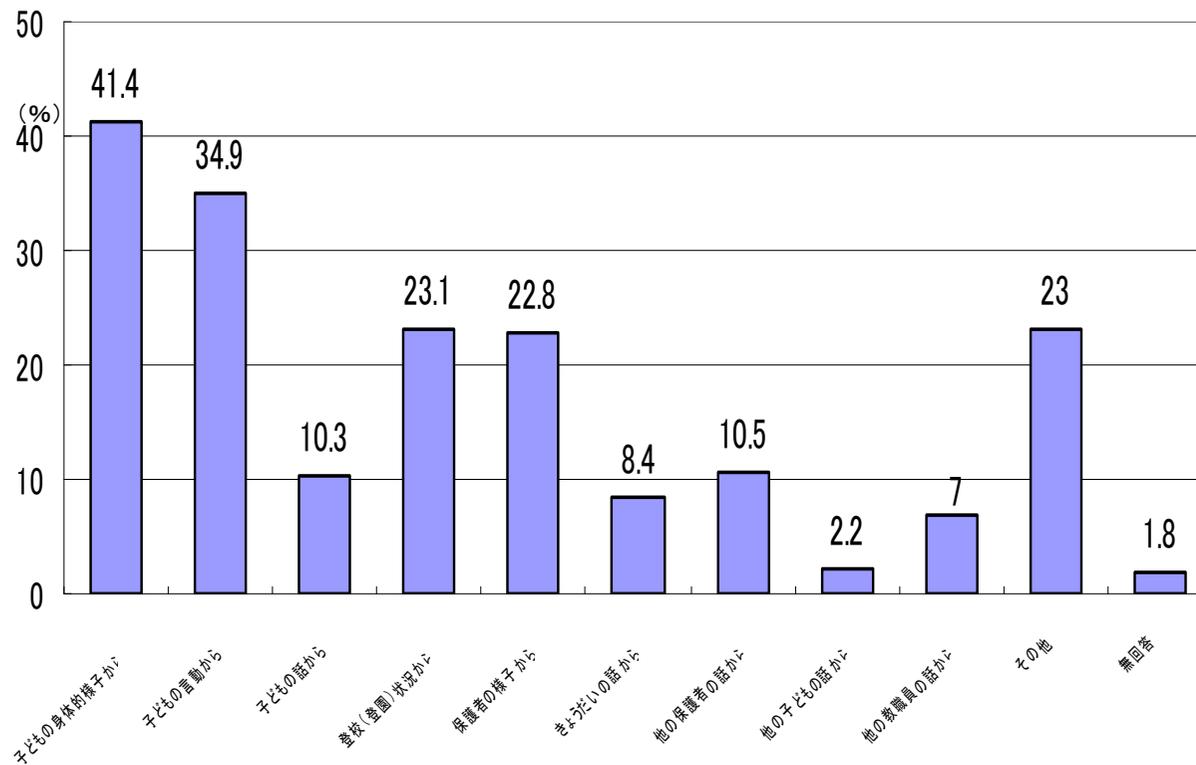
気付くこと

最初の気付きは「何か変だ」、「何か気になる」から

- ※ 中学校では小学校より気付かれにくい状況
- ※ 教職員歴が長くなれば、気付くようにはなるが、見過ごすようにもなる
- ※ 女性と男性では「問題」への感度が異なる
 - － 身体的・性的・心理的虐待に対しては女性の方が感度が高い
 - － ネグレクトに対しては男性の方が感度が高い

虐待を把握した経緯

どのような経緯で把握されましたか



〔 保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究
(厚生労働科学研究費補助金 子ども家庭総合研究)平成17年度総括研究報告書より 〕

教員が虐待を把握した経緯としては、「子どもの身体的様子から」が最も多く、次いで「子どもの言動から」、「子どもの登校(園)状況から」、「保護者の様子から」が多くなっています。全体として、その子ども自身の様子を見て判断しているケースが多いものの、保護者の様子から(も)判断される場合も少なくないことが分かります。

また「子どもの話」から把握しているものが一定割合あるほか、「他の保護者」や「きょうだい」、「教職員」、「他の子ども」など、子どもとその親以外の情報源から把握しているケースも、かなりあるようです。

気づきへの目を養う

○ 子どもの示す言動に注意する。

○ 3つの「変」を見逃さない。

☀ 子どもがなんとなく変

☀ 保護者の様子がなんとなく変

☀ 状況が変



★ その『変』は、虐待ではないか？

→ ○ 必要に応じて子どもと話す、保護者と話す、家庭訪問をする

→ ○ 決してひとりで抱え込まず、校内で協議をする

→ ○ 学校単独ではできないことが必ずあると理解する

気付きへの前提と留意点

気付きへの前提

- 子どもは自分から「虐待されている」とは言い出さない
- どんなにつらくても、自分から保護者を悪く言うことはできないで、苦しんでいる

留意点

- もしも訴えがあったら、「嘘だろ?」、「お前のせいだろ」は禁句

【虐待を疑うための3つの「変」】

子どもが変

- 表情が乏しい
- 触られること、近づかれることをひどく嫌がる
- 乱暴な言葉使い、あるいは極端に無口
- 大人への反抗的態度、あるいは顔色を伺う態度
- 落ち着かない態度、教室からの立ち歩き、家に帰りたがらない
- 嘘や単独での非行(万引きなど)、家出、性的に逸脱した言動
- 他人へのいじめや生き物への残虐な行為
- 集中困難な様子(白昼夢)
- 持続的な疲労感、無気力
- 異常な食行動(拒食、過食、むさぼるように食べる)
- 衣服が汚れている、着替えをしたがらない
- 頻繁に保健室に出入りする
- 理由の不明確な遅刻や欠席が多い、あるいは急に増えた

【虐待を疑うための3つの「変」】

保護者が変

- 感情や態度が変化しやすい、イライラしている、余裕がないように見える
- 表情が硬い、話しかけてものってこない
- 子どもへの近づき方、距離感が不自然
- 子どもの普段の様子を具体的に語らない
- 人前で子どもを厳しく叱る、叩く
- 弁当を持たせない、コンビニ物で済ませる
- 連絡が取りにくい
- 家庭訪問、懇談などのキャンセルが多い、行事に参加しない
- 「キレた」ような抗議をしてくる
- 家の様子が見えない

【虐待を疑うための3つの「変」】

状況が変

- 説明できない不自然なケガ、繰り返すケガ
- 体育や身体計測のときにはよく欠席する
- 低身長や体重減少
- 親子で居るときに子どもが示す親を伺う態度や表情の乏しさ、親がいなくなると急に表情が晴れやかになる
- 子どもが熱を出したり、具合が悪くなったりして保護者に連絡しても、緊急性を感じていないそぶりが伺える
- その家庭に対する近隣からの苦情や悪い噂が多い

情報収集

- チームを組んで子どもの様子、保護者の様子について情報を集め、状況判断をする
 - 一人の判断は自信がなく、歪みやすい
 - 養護教諭、スクールカウンセラーなど教室以外の場で第三者的にかかわる大人の情報を大切にする
 - 先入観をできるだけ排除して、あらゆる可能性を探索する
 - 犯人捜しの視点にならないように、互いに注意し合う
 - 専門・補助スタッフとの情報共有のための協議の持ち方、伝達のやり方等にも配慮する

※ 子どもからの聴き取り → 【モジュール7】

虐待？ 発達障害？ 見分けのヒント

発達障害と虐待の行動像は似てくる

○ 子どもに対する教員のかかわりで変えられる点を試しに変えてみて、そこから子どもの行動に変化がないかを観察する

※ 療育・治療と並行して行えば、より正確な見分けも可能

○ これまでの時間経過の中での変化の様子を見る

※ 被虐待児に多く見られる反応性愛着障害であれば、一般に、こもるタイプの抑制型から、奇妙な対人関係を積極的にとるように見える脱抑制型へと変化する

○ 学校生活のさまざまな場面での観察を重ね合わせる

※ 対人関係の持ち方では、対人的なひねくれ行動が出現するなど、（被虐待に多く見られる）反応性愛着障害の方が、より敏感さを示しやすい

校内における協議

○ 新たな情報は協議の場で吟味

※ 情報収集と協議は同時並行。

○ 協議では、「いちばん不安を感じている人」を大切に

※ 教員としての経験不足等から来る不安であっても、チームとして受け止め、共有し、困ったときは守ってもらえる雰囲気を作ることが、チーム全体の対応力を高めることにもなる。

○ 虐待の「確証」を探すための協議を重ねる必要はない

※ 学校による情報収集にはもとより限界がある。「確証」を得ようとして協議と情報収集を続けることで、時間ばかりが経過し、事態の悪化が進むことこそを避けるべき。

【 通告 】

児童相談所等への通告

通告先;児童相談所、都道府県の福祉事務所、
又は市町村の担当窓口
(児童委員を介しての通告も可)

虐待があると「思われる」ときは、ためらわず、速やかに通告

- まずは口頭でよい。書面はそのあとで。
- 通告は「すべての人を救うため」。
- 「間違いない判断」はない。
- 単独判断で動かずに、学校の総意で。

※ 関係機関が事前に合同会議を開き、今後の具体的な対応に見通しをつけてから、正式通告に移る場合もあり。

【 通告 】 通告へのためらい

ためらいが生じる理由

- 虐待事実についての「確証」がないことへの不安
- 通告による保護者との関係悪化への不安
- 通告の実効性への不安
- 通告による子どもの被害増大への不安

保護者を、「虐待者」として通告することへの抵抗感



しかし…

虐待を、保護者と子どもの利害対立として捉える見方（「子を立てれば親が立たない」）は誤り

→ 虐待は親子関係の病理であるということ、「通告」はすべての人を救うための行為であるということを、改めて認識すべき。

【 通告 】

通告する機関

通告先：市町村、都道府県の福祉事務所、児童相談所

(児童委員を介して、これらの機関に通告することも可)

学校としては、市町村における通告受理の窓口等がどこになるのか、
通告したときどのような流れで対応が始まるのかを、知っておく必要

○市町村の虐待担当窓口等の理解

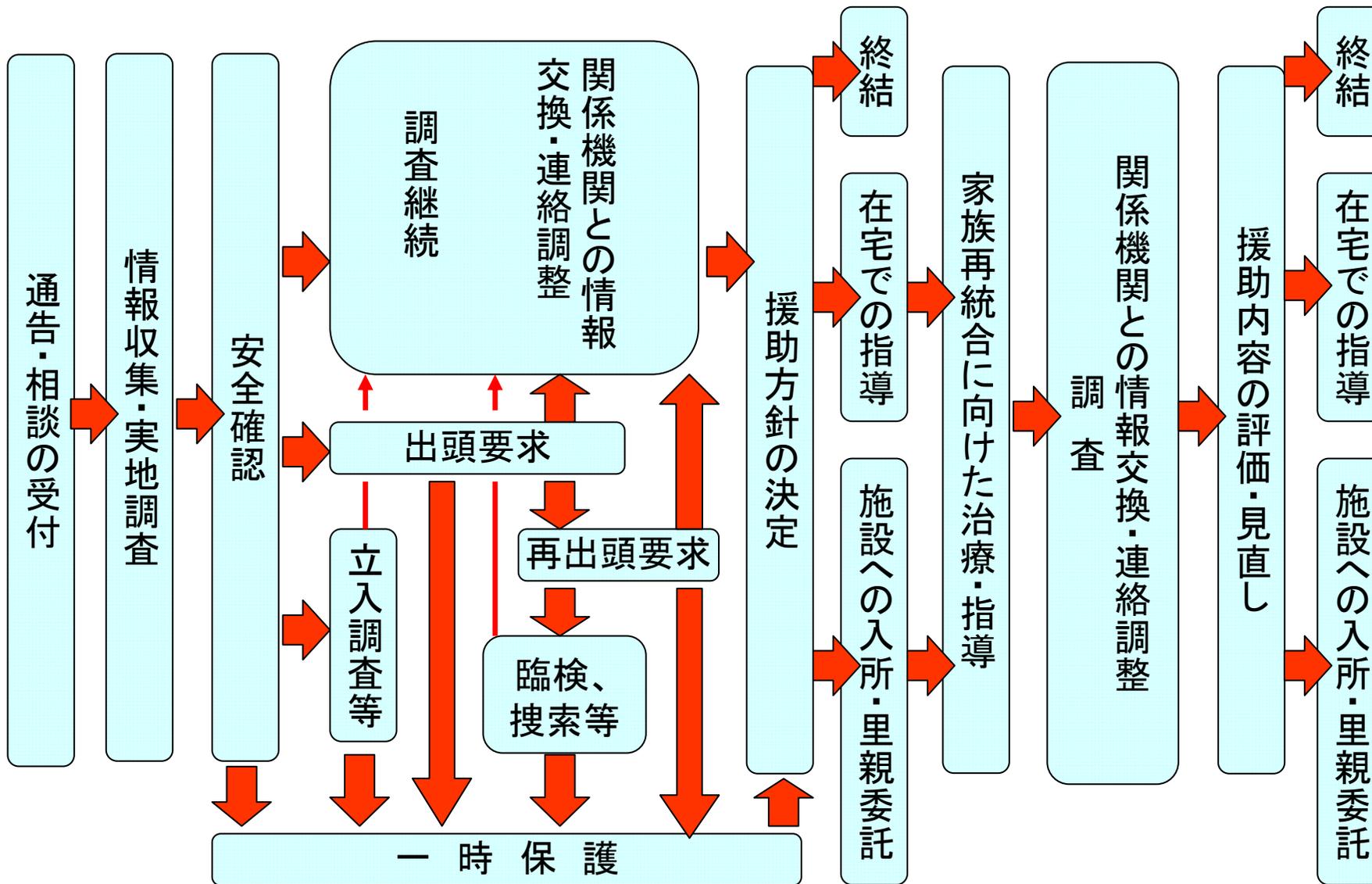
- 多くの場合、要保護児童対策地域協議会の調整機関と、虐待の相談窓口は、担当部署が一致
- 担当部署がどこかを知っておくこと

○児童相談所の構造と機能の理解

- 児童相談所は、都道府県と政令市に義務設置
- 児童相談所は、チームで業務に当たる
- 児童相談所の業務は、相談・判定・調査と指導・措置
- 立入調査も、児童相談所の仕事

【 通告 】

通告の後はどうなるのか



【 通告 】

通告の後はどうなるのか

学校とのかかわりにおいて……

- 虐待に関する連絡はすべて「通告」となる
- 通告受理後の安全確認に、学校としても協力
 - ※ 通告を受けると緊急受理会議が開かれ、48時間以内に子どもの安全確認が行われる
 - 担当の児童福祉士(ケースワーカー)等が学校での様子を確認
- 「虐待に当たる(危険性がある)」ことの保護者本人への告知は、一連の対応の中でも、特に慎重な配慮を要する重要なステップとなる
 - ※ 他者から指摘されることで、さらに虐待がエスカレートするケースもある
 - 誰が告知するのかについて、場合によっては学校とも話し合い
- 通告後の対応は、在宅による指導、一時保護、施設入所などに分かれる
 - ・ 在宅による指導 → 子どもの状況等を見守りつつ、学校としての必要な支援
 - ・ 一時保護 → 保護期間中の子どもの学習に関し、一時保護所とも連携
 - ・ 施設入所等 → 転校の可能性

【 通告 】

通告は魔法の杖ではない

○ 通告した後も支援は続く

– 通告ケースの8～9割は、通告後も「地域で見守り」

※ 通告は、あくまで「チーム対応のスタート」と考える

○ 「丸投げ通告」はチームの不信感のもと

○ 教育と福祉とではケース評価の観点が異なることもある

※ 相互の機関特性をよく理解し合い、対応について話し合っていくことが大切。